

第 3 章

強靱化の基本的な考え方

第3章 強靱化の基本的な考え方

本町の強靱化を推進するにあたり、基本法、国基本計画及び県地域計画を踏まえた「基本目標」と、それを達成するための「事前に備えるべき目標」をそれぞれ設定します。

1 基本目標

本計画の基本目標は、以下の4つとします。いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標は、以下の7つとします。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーン^{（注2）}を含む）を機能不全に陥らせない
- (5) 大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともにこれらの早期復旧を図る
- (6) 制御不能な二次災害を発生させない
- (7) 大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

（注2）製品を作る最初の段階から作った製品が消費者に届くまでの一連の流れのこと。